

保ワ第971号
令和4年1月28日

各部等の長 殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部
総括情報部長（沖縄県保健医療部長）
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜りありがとうございます。

さて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から令和4年1月5日付（令和4年1月28日一部改正）の事務連絡が別添のとおり発出され、下記のとおりオミクロン株の感染者に対する濃厚接触者の待機期間等に関する取扱いに変更がありますので連絡いたします。

つきましては、所管する関係機関及び関係事業所に周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年1月28日一部改正））

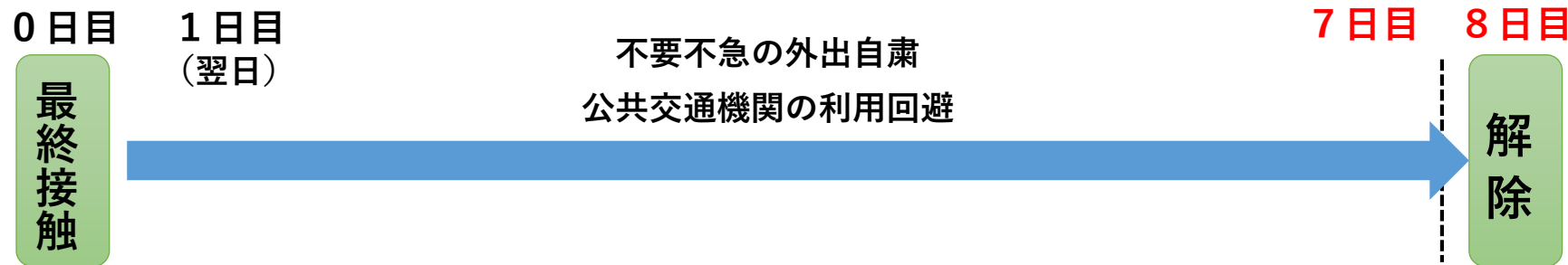
（主な改正点）

- (1) オミクロン株の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間（8日目に解除）とする。
- (2) 地域における社会機能の維持のために必要な場合には、社会機能維持者（別添国通知のとおり）に限り、7日を待たずに2日にわたる検査で陰性が確認された場合に、5日目に解除する取扱いとする。
- (3) 上記(2)の検査は、事業者の費用負担により行い、抗原定性キットを用いて4日目と5日目にそれぞれ行うこと。

以上

問合せ先
保健医療部ワクチン接種等戦略課 対策支援班
電話 098-894-5122 （担当：原、平良）

◆全ての濃厚接触者

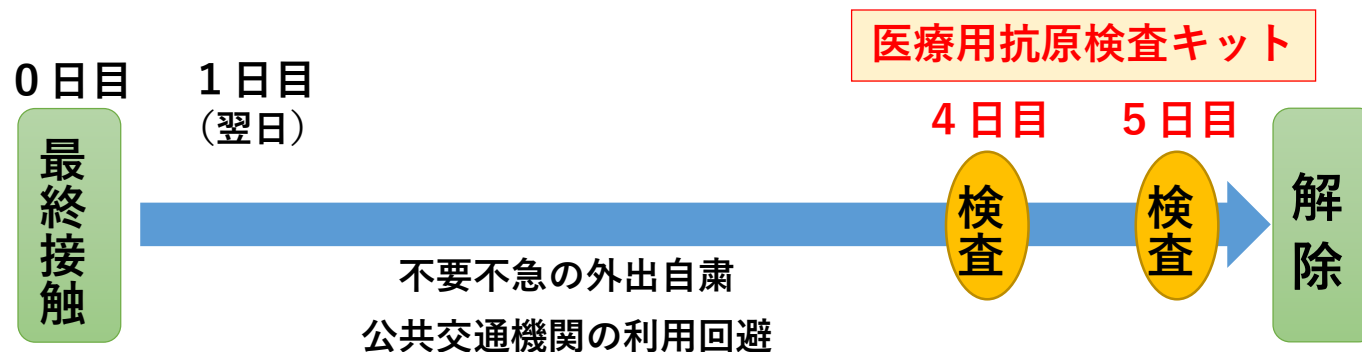


※7日間の外出自粛をもって、8日目に解除となります。

※解除のための検査は不要です。
陰性証明のために医療機関を受診することは控えてください。

◆社会機能維持者(※1)である濃厚接触者

※1：国の通知（別添）のとおり



※検査費用の負担は、社会機能維持者の所属する事業者の負担となっています。

※解除を目的とした検査のために医療機関を受診することは控えてください。

※薬局又は医薬品卸売販売業者で購入できる医療用の抗原検査キットを使用してください。
(購入先は別添のとおり)

◆医療従事者（医療機関の医師、看護師等）並びに、患者又は濃厚接触者が入所する高齢者施設及び障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者については、毎日、検査で陰性を確認すれば1日目から従事することが可能となっています。

1. 医療体制の維持

●新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者を対象とする。

※医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

●高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）を対象とする。

※生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

●自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者を対象とする。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

●社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者を対象とする。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造している事業者を対象とする。
- ・医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等を対象とする。
- ・児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、学校等を対象とする。